消費税の転嫁拒否行為に対する対応実績(平成26年2月まで)

公正取引委員会中 小 企 業 庁

平成26年2月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税の転嫁拒否行為 に対する対応状況は下表のとおりである(主な指導事例については、別添参照)。

表1:転嫁拒否行為に対する対応状況 (注1)

調査件数	立入検査件数	処理件数	指導件数 (注2)
1,777件	302件	1,074件	853件
			(大規模小売事業者29件)

- (注1) 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成26年2月までの累計(平成25年10月~平成26年2月)。
- (注2) 消費税の転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

表2:指導件数の内訳(業種別)(注3)

製造業	3 2 2件
卸売業・小売業	182件
運輸業・郵便業	105件
その他 (注4)	2 4 4件
合 計	853件

- (注3) 複数の業種にわたる事業者が指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上 している。
- (注4) 「その他」は、サービス業等である。

表3:指導件数の内訳(行為類型別)

買いたたき (注5)	610件
役務利用・利益提供の要請	4 1件
本体価格での交渉拒否	208件
合 計(注6)	859件

- (注5) 買いたたきには、減額行為(違反のおそれ)があるものを含む。
- (注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1に記載の件数とは一致しない。

主な指導事例

1 買いたたき (消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段)

概要

地方公共団体が設置するA病院は、注射針やガーゼなどの納入業者(特定供給事業者)に対し、消費税率引上げに先行して対応するため、平成25年12月1日以後に供給を受ける商品について、一律3パーセント以上の納入価格の引下げを要請していた。

大規模小売事業者であるB社は、自社で販売する商品(書籍等)の運送業務を委託している個人の運送事業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。

C社は、自社で販売する商品(LPガス)の運送業務を委託している個人の運送事業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。

D社は、電気設備工事を発注している建設業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月以後に供給を受ける工事について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。

2 利益提供の要請(消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)

概要

大規模小売事業者であるE社は、自社で販売する食料品、衣料品等の納入業者(特定供給事業者)に対し、納品済みであって平成26年4月1日以後も販売する商品の値札について、費用負担について明示することなく、同年3月31日までに値札の付替え作業を行うことを要請した。

3 本体価格での交渉拒否(消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)

概要

F社は、内装工事を委託している建設業者(特定供給事業者)に対し、消費税込価格での交渉を行って代金を定めており、平成26年4月1日以後に供給を受ける工事について、建設業者(特定供給事業者)の意向に関わらず自己が指定する消費税込価格を記載する見積書を使用させることとしていた。